

住み慣れた地域で暮らしていけるように

元気な方も!
支援が必要な方も!

介護予防・ 日常生活支援総合事業を ご存じですか？



介護予防・日常生活支援総合事業で、
65歳以上のすべての方の生活や希望に合った多様で
幅広いサービスを受けることができるようになります。
高齢者のみなさんが、いつまでも元気に暮らせるよう
にサポートします。



栄町

介護予防・日常生活支援総合事業が みなさんの毎日をサポートします！

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業といいます）とは、市区町村主体で行う地域支援事業のひとつとして、地域の65歳以上の方々を対象にその人の状態や必要性に合わせたさまざまなサービスなどを提供する事業です。

総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」を行い、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。



総合事業の利用の流れ

65歳以上のすべての方

まずは地域包括支援センターにご相談ください！

要介護認定

要支援1・2
の方

非該当
の方

利用できる事業の判定

基本チェックリストなどで、生活機能が低下しているかどうかを判断し、利用できる事業を判定

介護予防・生活支援
サービス事業対象者
(事業対象者)

自立した
生活が
送れる方

介護予防サービスや、
介護予防・生活支援
サービス事業を受ける
ためのケアプランを
作成

介護予防・生活支援サービス
事業を受けるためのケア
プランを作成

介護予防
サービス
を利用

介護予防・生活支援
サービス事業を利用

一般介護予防事業を利用

介護保険

介護予防・日常生活支援総合事業

■介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の方

事業対象者

要介護認定で要支援に認定された方及び基本チェックリストなどにより総合事業の対象と判定された方が対象となります。

これまで介護予防給付として提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当するサービスに加えて、緩和した基準で実施する訪問介護・通所介護のサービスを受けることができます。

訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等による食事・入浴などの介助(身体介護)や、調理や清掃、洗濯などの支援(生活支援)が受けられます。

◇介護予防訪問介護相当サービス（従来の介護予防訪問介護）

訪問介護員による、身体介護・生活支援サービスを提供します。

◇基準緩和訪問介護サービス（緩和した基準による訪問サービス）

従事者の資格などの基準を緩和したサービスを提供します。



| | 介護予防訪問介護相当サービス | 基準緩和訪問介護サービス |
|---------|--|----------------------|
| 内 容 | これまで介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と同等のサービス | 日常生活に必要な家事等の生活支援サービス |
| 利 用 回 数 | 週1～3回程度 | 週1～3回程度 |
| 利用者負担額 | 1～2割負担 (従来の介護予防訪問介護と同じ) | 1～2割負担 (負担割合証で確認) |

通所型サービス

通所介護施設で、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで受けることができます。

また、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症や閉じこもり予防といった介護予防のための教室にも参加することができます。

◇介護予防通所介護相当サービス（従来の介護予防通所介護）

身体機能維持・向上のための機能訓練や入浴・食事の介助などを行います。

◇基準緩和通所介護サービス（緩和した基準による通所サービス）

従事者の人員・設備などの基準を緩和した通所サービスを提供します。

◇短期予防通所サービス

3～6ヶ月の短期間で、専門職による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症や閉じこもり予防などの教室に通うことができます。



| | 介護予防通所介護相当サービス | 基準緩和通所介護サービス | 短期予防通所サービス |
|---------|--|---|----------------------------------|
| 内 容 | これまで介護予防サービスとして提供されていた介護予防通所介護と同等のサービス | NPO、民間事業者等による生活機能の維持又は向上のための機能訓練(送迎含む)のサービス | 専門職による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上などのサービス |
| 利 用 回 数 | 週1～3回程度 | 週1～2回程度 | 週1日、3ヶ月 |
| 利用者負担額 | 1～2割負担 (従来の介護予防通所介護と同じ) | 1～2割負担 (負担割合証で確認) | 無料 |

■一般介護予防事業

65歳以上の全ての高齢者を対象とし、専門職や健康づくり推進員が各地域の集会所やサロンなどで介護予防のための取り組みを行っています。

65歳以上の
すべての方



筋力向上

運動講師などが筋力トレーニングや転倒予防のための実技を紹介します。

栄養改善

管理栄養士がバランスのよい食事のとり方などについて、アドバイスします。

口腔機能の向上

歯科衛生士が楽しい会話と食事のために、だ液腺マッサージ・お口の体操など、ケアの方法をお伝えします。

閉じこもり予防・支援/ 認知症予防・支援

保健師などが介護予防全般に関する情報をお伝えします。

まずは地域包括支援センターに ご相談ください！



高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、さまざまな面で支援を行うための総合相談機関です。地域の関係機関と連携し、みんなの生活のサポートも行っています。また、認知症の方やそのご家族への支援も行っています。

■地域包括支援センターではこんなことを行っています

総合相談支援

高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援を行います。

権利擁護

高齢者の方への虐待の防止・早期発見や、悪質商法の被害防止を、関係機関と連携して行います。

介護予防ケアマネジメント

要支援に認定された方のケアプランを作成したり、生活機能が低下している方へ総合事業の利用の支援等を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネジャーへ助言や支援を行います。

◆◆◆◆◆ 総合事業についての問い合わせ先 ◆◆◆◆◆

介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスの利用について、わからないことや相談があるときには、下記窓口までご連絡ください。

地域包括支援センター

電話：0476-95-1510 ファックス：0476-80-1358

健康介護課 介護予防・生活支援班

電話：0476-33-7709 ファックス：0476-80-1358

※当パンフレットの内容は、厚生労働省資料をもとに作成しております。
今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

©株式会社社会保険出版社

禁無断転載 89083

UD
FONT

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

グリーン購入法
適合印刷物です